

清涼飲料水等自動販売機設置事業者募集要項

深谷市では、公共施設に自動販売機を設置する事業者を下記のとおり募集します。
応募される方は、本募集要項及び仕様書をよく読み、内容を熟知した上で参加してください。

1. 目的

市有財産の有効活用を図りながら増収を図るとともに、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図る。

2. 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者。
- (2) 深谷市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条に規定する暴力団及びその暴力団員でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 法人にあっては埼玉県内に本店、支店又は営業所等を有し、個人にあっては深谷市内で事業を営んでいること。
- (5) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有していること。
- (6) 県税又は市税を滞納していないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者であること及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。

3. 募集に付する事項等

- (1) 自動販売機を設置するための市有財産の賃貸借
- (2) 貸付場所、面積、期間及び条件等
別添「自動販売機設置場所貸付に係る仕様書」のとおり

4. 応募の手続き

- (1) 応募書類の提出期間
令和5年11月21日(火)から11月29日(水) 午前9時から午後5時までの間
※土、日、祝日及び平日の正午から午後1時までを除く。
- (2) 提出場所及び問い合わせ先
〒366-8501 深谷市仲町11番1号
深谷市役所企画財政部公共施設改革推進室（本庁舎3階32番窓口）
電話：048-568-5009（直通）
メールアドレス：s-kaikaku@city.fukaya.saitama.jp

(3) 提出書類

	提出書類	法人	個人
①	参加申込書（様式第1号）	○	○
②	誓約書（様式第2号）	○	○
③	貸貸借料提案書（様式第3号）	○	○
④	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○	
⑤	住民票の写し		○
⑥	本籍地のある市町村発行の身分証明書		○
⑦	市内：市税に滞納がないことの証明書 市外：埼玉県税の納税証明書（法人県民税・法人事業税）	○	○
⑧	設置する自動販売機のカタログ	○	○
⑨	法令等の規定により許認可等が必要な場合はそれを証する書類の写し	○	○
⑩	委任状（様式第4号）及び印鑑証明書	○	○

※ ④、⑤、⑥、⑦、⑩印鑑証明書については、発行後3ヶ月以内の原本、又は写しを提出すること。

※ 貸貸借料提案書は、封筒に入れ、必ず封印をし、提出すること。

※ ⑨については、紙コップ及び紙パックを取り扱う自動販売機を設置する場合に、食品衛生法の許可証の写しを提出すること。

※ ⑩については、深谷市への貸貸借料提案書の提出、市との契約、代金の支払い等の権限の一切を支店又は営業所等に委任する場合（支店・営業所等の長を契約権者とする場合）に提出することとし、委任者の印鑑証明書を添付すること。

※ 提出書類は返却しない。また、深谷市が必要と判断した場合には、上記のほかに追加資料を提出してもらうことがある。

(4) 提出方法

提出期間内に、提出に必要な書類を公共施設改革推進室に直接持参することとし、郵送、電話、ファックス、インターネットによる受付は行わない。

(5) 賃貸借料提案書(様式第3号)に記載する金額

記載する金額は、物件番号ごとの年額とする。(消費税及び地方消費税を除いた額とする。)

5. 質問書及び回答について

(1) 受付期間

令和5年11月1日(水)から11月10日(金)正午まで

(2) 提出方法

質問書の提出は、持参、郵送または電子メールとする。

※持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時までの間(土、日、祝日及び平日の正午から午後1時までを除く。)

(3) 質問者への回答

質問に対する回答は、令和5年11月15日(水)までに、原則深谷市のホームページに掲載する。

6. 応募資格の確認等

(1) 提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とする。

(2) 応募事務の担当者から応募書類に関し説明を求められた場合は、応募者の負担において説明をしなければならない。

7. 設置事業者の選定方法

(1) 賃貸借料提案書を公開で開封し、応募物件に対し、提案賃貸借料(年額)が深谷市が設定する最低貸付料以上の額で、かつ最高価格の提案を行った者を選定し、設置事業者とする。

(2) 最高価格で同価の提案が2者以上ある場合は、くじ引き抽選により選定する。なお、応募者が公開選定の場にはいない場合、また、くじを引かない者がある時は、これに代わって選定事務に関係のない当市職員がくじをひくこととする。この場合、異議を申し立てることはできない。

8. 公開選定の日程等

(1) 公開選定日

令和5年12月4日(月)

(2) 受付時間

午後1時30分から午後2時

(3) 公開選定時間

午後2時から

(4) 会場

深谷市役所3階 3-2会議室

(5) 公開選定の立会い

応募者は公開選定に立会うことができる（1事業者2名以内）。立会いを希望する応募者は、受付時間内に受付を済ませること。なお、応募者以外の者が出席する場合は、公開選定日当日、公開選定立会い委任状（様式第5号）を提出すること。

9. 設置事業者の公表等

設置事業者の選定後、選定された者に関して深谷市のホームページに次の事項を掲載する。

- ① 設置事業者を決定した日
- ② 貸付ける施設・場所の名称
- ③ 設置事業者名及び賃貸借料
- ④ 応募者数

10. 無効な応募等

(1) 次のいずれかに該当する応募は無効とする。

- ① 不正行為による応募
- ② 賃貸借料提案書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱しているとき。
- ③ 賃貸借料提案書の記名・押印を欠くもの及び金額を訂正したもの。
- ④ 参加申込書（添付書類を含む。）に虚偽の記載を行ったもの。
- ⑤ その他募集に関する規定等に違反した応募

(2) その他

- ① 提出した書類は、提出期限を過ぎた後は、理由の如何を問わず、書き替え、引き換え又は撤回することはできない。
- ② 設置事業者を公正に選定できないなど、特別な事情があると認めるときは、選定期限を延期し、又は取り止めることがある。
- ③ 災害等の発生により、公開による選定ができないときは、非公開で選定することができる。

11. 契約

(1) 選定された設置事業者は、公共施設改革推進室と協議の上、指定された日時までに市有財産賃貸借契約書を締結しなければならない。

(2) 土地賃貸借契約書に貼付する収入印紙及び本件契約締結に関して必要な費用は、設置者の負担となる。なお、建物内の物件については、賃貸借契約書には

印紙税はかからない。

1 2. 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消す。

なお、設置事業者の決定を取り消したときは、提案賃貸借料の高い順に随意契約交渉を行うこととする。

- (1) 上記1 1に示す期日までに、契約書が提出されなかったとき。
- (2) 設置事業者が応募者の資格を失ったとき。
- (3) 本要項及び仕様書等を、当該募集手続以外の目的で使用したとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- (5) その他市長が契約の相手方として、適当でないと認めたとき。